

請求書等の押印省略および電子メール等による提出に関するQ&A

番号	質問	回答
1. 対象となるもの		
1	押印省略や電子メール等での提出が可能となるものは何か。	令和3年4月1日以降に発行される請求書、見積書および領収書（以下「請求書等という。」）が対象になります。 なお、以下のものは今回の変更の対象ではありません。 ・請求書等であっても法令、規則または要綱等の規定により押印や書面により提出を求めているもの。 ・請求書等以外のもの（入札書、委任状、各種申請書など）
2	入札書は、押印省略や電子メール等による提出が可能か。	「請求書等」に含まれないため、今回の変更の対象ではありません。
3	FAXによる請求書、領収書の提出は認められるか。	FAXによる提出も認めます。ただし、正当な請求書、領収書の要件が鮮明に読み取れるものに限りです。
4	FAXによる見積書の提出は認められるか。	FAXによる提出も認めます。ただし、見積依頼時にFAX不可とした場合を除きます。
2. 押印省略の方法		
5	請求書等に押印してはいけないのか。	今回の取扱いは押印の省略を可能とするものであり、従来どおり書面に押印する場合の取扱いに変更はありません。
6	契約書を作成している場合、請求書の印影は契約書と同じものにしなければならなかったが、今後はどうすればよいか。	次のとおりとなります。 ○契約書と同じ印影の請求書（紙）を提出する場合 →従来と変わりません。 ○契約書と異なる印影の請求書（紙）を提出する場合 ○押印省略した請求書を提出する場合 →「発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）」の記載が必要となります。
7	「発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）」の「発行責任者」とは誰か。	発行部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、請求書等を発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。

8	「発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）」について、発行責任者と担当者が同じ場合はどのように記載するのか。	発行責任者と担当者が同じ方である場合は、「発行責任者の氏名および連絡先（電話番号）」のみ記載していただければ結構です。
9	「発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名」について、苗字のみの記名や押印でもよいか。	氏名の記載が必要です。苗字のみの記載は不可ですので御注意ください。
10	代表者、発行責任者、担当者がすべて同じ場合、（1人で事業所等を経営している場合等）、発行責任者と担当者等はどのように記載するのか。	代表者、発行責任者、担当者がすべて同じ方である場合、「発行責任者の氏名および連絡先（電話番号）」は、代表者と同一であっても追記してください。「担当者の氏名」は記載不要です。
11	「発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の連絡先」は、携帯電話番号でもよいか。	固定電話番号としてください。ただし固定電話を設置していない場合は携帯電話番号でも結構です。
12	「発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の連絡先」は、メールアドレスでもよいか。	請求書等に不明な点があった場合に直接聞き取りを行う必要があることから電話番号を記載してください。ただし、電話での対応が困難であるなど障害者差別解消に基づく合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載していただくことができます。
13	請求書等について、法人の代表者の氏名等も省略可能か。	今回の取扱いは、押印を省略する場合は、「発行者（法人の場合は発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）」を追加して記載するというもので、その他の記載事項の省略はできません。
14	見積書が2枚以上にわたる場合に見積者の印鑑による割印も省略可能か。	紙による提出の場合は、2枚以上にわたる見積書の各葉が一連のものであることを証明するための割印は省略できません。PDFファイルによる提出の場合には、各葉を同一ファイルとするなど、各葉が一連であることが分かるようにしてください。
3. 電子メールによる提出方法		
15	請求書等は電子メールで提出しなければならないのか。	今回の取扱いは電子メール等による提出を可能とするものであり、従来の方で提出していただくことは可能です。
16	電子メールに請求書等のファイルを添付する代わりに、本文に必要事項を記載してもよいか。	電子メールにより提出いただく場合は、PDF形式の添付ファイル以外は認められません。
17	請求書等を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいか。	財務課予算・経理係 keiri@office.usp.ac.jp に送信してください。誤ったアドレスに送信すると受理できないためご注意ください。